

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律
(平成十二年六月七日法律第百十六号)

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 基本方針等(第三条 第六条)
- 第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施(第七条 第九条)
- 第四章 登録再生利用事業者(第十条 第十七条)
- 第五章 再生利用事業計画(第十八条・第十九条)
- 第六章 雑則(第二十条 第二十五条)
- 第七章 罰則(第二十六条 第二十九条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量に関し基本的な事項を定めるとともに、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るとともに、食品の製造等の事業の健全な発展を促進し、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において「食品」とは、飲食料品のうち薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)に規定する医薬品及び医薬部外品以外のものをいう。
- 2 この法律において「食品廃棄物等」とは、次に掲げる物品をいう。
- 一 食品が食用に供された後に、又は食用に供されずに廃棄されたもの
 - 二 食品の製造、加工又は調理の過程において副次的に得られた物品のうち食用に供することができないもの
- 3 この法律において「食品循環資源」とは、食品廃棄物等のうち有用なものをいう。
- 4 この法律において「食品関連事業者」とは、次に掲げる者をいう。
- 一 食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者
 - 二 飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者
- 5 この法律において「再生利用」とは、次に掲げる行為をいう。
- 一 自ら又は他人に委託して食品循環資源を肥料、飼料その他政令で定める製品の原材料として利用すること。
 - 二 食品循環資源を肥料、飼料その他前号の政令で定める製品の原材料として利用するために譲渡すること。
- 6 この法律において「減量」とは、脱水、乾燥その他の主務省令で定める方法により食品廃棄物等の量を減少させることをいう。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第三条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量（以下「食品循環資源の再生利用等」という。）を総合的かつ計画的に推進するため、政令で定めるところにより、食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向
- 二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標
- 三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項
- 四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項
- 五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定しようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かななければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを改定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(事業者及び消費者の責務)

第四条 事業者及び消費者は、食品の購入又は調理の方法の改善により食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品循環資源の再生利用により得られた製品の利用により食品循環資源の再生利用を促進するよう努めなければならない。

(国の責務)

第五条 国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な資金の確保その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 国は、食品循環資源に関する情報の収集、整理及び活用、食品循環資源の再生利用等の促進に関する研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 国は、教育活動、広報活動等を通じて、食品循環資源の再生利用等の促進に関する国民の理解を深めるとともに、その実施に関する国民の協力を求めるよう努めなければならない。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めなければならない。

第三章 食品関連事業者の再生利用等の実施

(食品関連事業者の判断の基準となるべき事項)

第七条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、主務省令で、第三条第

二項第二号の目標を達成するために取り組むべき措置その他の措置に関し、食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定めるものとする。

- 2 前項に規定する判断の基準となるべき事項は、食品循環資源の再生利用等の状況、食品循環資源の再生利用等の促進に関する技術水準その他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて必要な改定をするものとする。
- 3 主務大臣は、第一項に規定する判断の基準となるべき事項を定め、又はこれを改定しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

(指導及び助言)

第八条 主務大臣は、食品循環資源の再生利用等の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、食品関連事業者に対し、前条第一項に規定する判断の基準となるべき事項を勘案して、食品循環資源の再生利用等について必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告及び命令)

- 第九条 主務大臣は、食品関連事業者であって、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量が政令で定める要件に該当するものの食品循環資源の再生利用等が第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該食品関連事業者に対し、その判断の根拠を示して、食品循環資源の再生利用等に関し必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。
- 2 主務大臣は、前項に規定する勧告を受けた食品関連事業者がその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
 - 3 主務大臣は、第一項に規定する勧告を受けた食品関連事業者が、前項の規定によりその勧告に従わなかった旨を公表された後において、なお、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかった場合において、食品循環資源の再生利用等の促進を著しく害すると認めるときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて、当該食品関連事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第四章 登録再生利用事業者

(登録)

- 第十条 食品循環資源を原材料とする肥料、飼料その他第二条第五項第一号の政令で定める製品（以下「特定肥飼料等」という。）の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣の登録を受けることができる。
- 2 前項の登録の申請をしようとする者は、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。
 - 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 再生利用事業（特定肥飼料等の製造の事業をいう。以下同じ。）の内容
 - 三 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地
 - 四 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
 - 五 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地

六 その他主務省令で定める事項

- 3 主務大臣は、第一項の登録の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、その登録をしなければならない。
 - 一 再生利用事業の内容が、生活環境の保全上支障のないものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 二 前項第四号に掲げる事項が、再生利用事業を効率的に実施するに足りるものとして主務省令で定める基準に適合するものであること。
 - 三 当該申請をした者が、再生利用事業を適確かつ円滑に実施するのに十分な経理的基礎を有するものであること。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、第一項の登録を受けることができない。
 - 一 この法律の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者
 - 二 第十六条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者
 - 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの
- 5 第一項の登録を受けた者（以下「登録再生利用事業者」という。）は、第二項各号に掲げる事項を変更したとき、又は第一項の登録に係る再生利用事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を主務大臣に届け出なければならない。
- 6 主務大臣は、第一項の登録をしたとき、又は前項の届出を受理したとき（第十六条第一項の規定により第一項の登録を取り消す場合を除く。）は、遅滞なく、その旨を第二項第三号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

（登録の更新）

第十一条 前条第一項の登録は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 前条第二項から第六項までの規定は、前項の更新について準用する。

（名称の使用制限）

第十二条 登録再生利用事業者でない者は、登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

（標識の掲示）

第十三条 登録再生利用事業者は、当該登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に、主務省令で定める様式の標識を掲示しなければならない。

（料金）

第十四条 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施前に、当該再生利用事業に係る料金を定め、主務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 主務大臣は、前項の料金が食品循環資源の再生利用の促進上不適当であり、特に必要があると認めるときは、登録再生利用事業者に対し、その変更を指示することができる。
- 3 登録再生利用事業者は、主務省令で定めるところにより、第一項の料金を公示しなければならない。

(差別的取扱いの禁止)

第十五条 登録再生利用事業者は、再生利用事業の実施に関し、特定の者に対し不当に差別的取扱いをしてはならない。

(登録の取消し)

第十六条 主務大臣は、登録再生利用事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第十条第一項の登録を取り消すことができる。

- 一 不正な手段により第十条第一項の登録又はその更新を受けたとき。
 - 二 第十条第三項各号に掲げる要件に適合しなくなったとき。
 - 三 第十四条第二項の規定による指示に違反したとき。
 - 四 この章の規定又は当該規定に基づく命令の規定に違反したとき。
- 2 第十条第六項の規定は、前項の規定による登録の取消しについて準用する。

(主務省令への委任)

第十七条 この法律に定めるもののほか、登録再生利用事業者の登録に関し必要な事項は、主務省令で定める。

第五章 再生利用事業計画

(再生利用事業計画の認定)

第十八条 食品関連事業者又は食品関連事業者を構成員とする事業協同組合その他の政令で定める法人は、特定肥飼料等の製造を業として行う者及び農林漁業者等（農林漁業者その他の者で特定肥飼料等を利用するものをいう。以下同じ。）又は農林漁業者等を構成員とする農業協同組合その他の政令で定める法人と共同して、再生利用事業の実施及び当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等の利用に関する計画（以下「再生利用事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、当該再生利用事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

- 2 再生利用事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 - 一 再生利用事業計画を作成する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - 二 再生利用事業の内容及び実施期間
 - 三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の農林漁業者等による利用に関する事項
 - 四 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地
 - 五 特定肥飼料等の製造の用に供する施設の種類及び規模
 - 六 特定肥飼料等を保管する施設及びこれを販売する事業場の所在地
 - 七 その他主務省令で定める事項

- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その再生利用事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 基本方針に照らして適切なものであり、かつ、第七条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に適合するものであること。
 - 二 特定肥飼料等の製造を業として行う者が、再生利用事業を確実に実施することができることと認められること。
 - 三 再生利用事業により得られた特定肥飼料等の製造量に見合う利用を確保する見込みが確実であること。
- 4 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を第二項第四号の事業場の所在地を管轄する都道府県知事に通知しなければならない。

(計画の変更等)

- 第十九条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定に係る再生利用事業計画を変更しようとするときは、共同して、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 主務大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る再生利用事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に従って再生利用事業を実施しておらず、又は当該再生利用事業により得られた特定肥飼料等を利用していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - 3 前条第三項及び第四項の規定は第一項の規定による変更の認定について、同条第四項の規定は前項の規定による認定の取消しについて準用する。

第六章 雑則

(廃棄物処理法の特例)

- 第二十条 一般廃棄物収集運搬業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第七条第八項に規定する一般廃棄物収集運搬業者をいう。以下同じ。)は、同条第一項の規定にかかわらず、食品関連事業者の委託を受けて、同項の運搬の許可を受けた市町村(都の特別区の存する区域にあっては、特別区。次項において同じ。)の区域から第十条第一項の登録に係る同条第二項第三号の事業場への食品循環資源の運搬(一般廃棄物(廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。第三項において同じ。)の運搬に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を業として行うことができる。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者は、廃棄物処理法第七条第一項の規定にかかわらず、認定事業者である食品関連事業者(認定事業者が第十八条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人である場合にあっては、当該法人及びその構成員である食品関連事業者)の委託を受けて、廃棄物処理法第七条第一項の運搬の許可を受けた市町村の区域から認定計画に係る第十八条第二項第四号の事業場への食品循環資源の運搬を業として行うことができる。
 - 3 前二項の規定により一般廃棄物収集運搬業者が行う食品循環資源の運搬又は廃棄物処理法第七条第四項の許可を受けた登録再生利用事業者が食品関連事業者の委託を受け

て行う再生利用事業（一般廃棄物に該当する食品循環資源を原材料とするものに限る。以下この項において同じ。）若しくは同条第四項の許可を受けた認定事業者が認定計画に従って行う再生利用事業については、同条第八項の規定は、適用しない。

（肥料取締法の特例）

第二十一条 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出をしなければならないものが、第十条第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて特殊肥料（同法第二条第二項に規定する特殊肥料をいう。以下同じ。）の生産又は販売を行おうとする場合において、その者が第十条第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、同法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出があったものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、肥料取締法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出をしているもの（前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。）が、第十条第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて再生利用事業を行おうとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十条第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の届出があったものとみなす。

3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っている場合（次項に規定する場合を除く。）において、肥料取締法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二条第一項又は第二十三条第一項の届出があったものとみなす。

4 登録再生利用事業者又は認定事業者が特殊肥料の生産又は販売を行っている場合において、肥料取締法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、同法第二十二条第二項又は第二十三条第二項の届出があったものとみなす。

（飼料安全法の特例）

第二十二条 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号。以下「飼料安全法」という。）第十八条第一項又は第二項の届出をしなければならないものが、第十条第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて飼料安全法第二条の二第一項の規定により基準又は規格が定められた飼料の製造又は販売を行おうとする場合において、その者が第十条第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第十八条第一項又は第二項の届出があったものとみなす。

2 特定肥飼料等の製造を業として行う者であって、飼料安全法第十八条第一項又は第二項の届出をしているもの（前項の規定により当該届出をしたものとみなされる者を除く。）が、第十条第一項の登録又は第十八条第一項の認定を受けて再生利用事業を行お

うとする場合であり、かつ、当該再生利用事業を行うに当たり飼料安全法第十八条第四項の規定による届出をしなければならない場合において、その者が第十条第一項の登録を受け、又は第十八条第一項の認定を受けたときは、飼料安全法第十八条第四項の届出があったものとみなす。

- 3 登録再生利用事業者又は認定事業者が再生利用事業を行っている場合（次項に規定する場合を除く。）において、飼料安全法第十八条第一項又は第二項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第十八条第一項又は第二項の届出があったものとみなす。
- 4 登録再生利用事業者又は認定事業者が第一項に規定する飼料の製造又は販売を行っている場合において、飼料安全法第十八条第四項の規定による届出をしなければならない事項について第十条第五項の届出をし、又は第十九条第一項の変更の認定を受けたときは、飼料安全法第十八条第四項の届出があったものとみなす。

（報告徴収及び立入検査）

第二十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（主務大臣等）

第二十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

- 一 第三条第一項の規定による基本方針の策定、同条第三項の規定による基本方針の改定及び同条第四項の規定による公表に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣
- 二 第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第八条に規定する指導及び助言、第九条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第十八条第一項に規定する認定、同条第四項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十九条第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による認定の取消し並びに前条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣

- 三 第十条第一項に規定する登録、同条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理、第十条第五項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第十条第六項（第十一条第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十四条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示、第十六条第一項の規定による登録の取消し並びに前条第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣
- 2 この法律における主務省令は、次のとおりとする。
- 一 第二条第六項の主務省令については、農林水産大臣及び環境大臣の発する命令
 - 二 第七条第一項並びに第十八条第一項及び第二項第七号の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣の発する命令
 - 三 第十条第二項並びに第三項第一号及び第二号（これらの規定を第十一条第二項において準用する場合を含む。）、第十三条、第十四条第三項並びに第十七条の主務省令については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣の発する命令
- 3 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

（経過措置）

第二十五条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第二十六条 第九条第三項の規定による命令に違反した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第五項又は第十四条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第十二条の規定に違反した者
- 三 第十三条の規定による標識を掲示しなかった者
- 四 第十四条第三項の規定による公示をせず、又は虚偽の公示をした者
- 五 第二十三条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 六 第二十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十三条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の刑を科する。

附則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に登録再生利用事業者という名称又はこれに紛らわしい名称を用いている者については、第十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令

(平成十四年四月二十五日政令一七六号)

(食事の提供を伴う事業)

第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「法」という。)

第二条第四項第二号の政令で定める事業は、次のとおりとする。

- 一 沿海旅客海運業
- 二 内陸水運業
- 三 結婚式場業
- 四 旅館業

(再生利用に係る製品)

第二条 法第二条第五項第一号の政令で定める製品は、次のとおりとする。

- 一 油脂及び油脂製品
- 二 メタン

(基本方針)

第三条 法第三条第一項の基本方針は、おおむね五年ごとに、主務大臣が定める目標年度までの期間につき定めるものとする。

(食品関連事業者に係る発生量の要件)

第四条 法第九条第一項の政令で定める要件は、年間の食品廃棄物等の発生量が百トン以上であることとする。

(再生利用事業計画に係る事業協同組合その他の法人)

第五条 法第十八条第一項の事業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- 二 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- 三 商工会議所及び日本商工会議所

- 四 商工会及び商工会連合会
- 五 商店街振興組合及び商店街振興組合連合会
- 六 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会
- 七 消費生活協同組合連合会
- 八 農業協同組合連合会
- 九 漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会
- 十 森林組合連合会
- 十一 民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された社団法人

（再生利用事業計画に係る農業協同組合その他の法人）

第六条 法第十八条第一項の農業協同組合その他の政令で定める法人は、次のとおりとする。

- 一 農業協同組合、農業協同組合連合会及び農事組合法人
- 二 地区たばこ耕作組合、たばこ耕作組合連合会及びたばこ耕作組合中央会
- 三 漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- 四 森林組合及び森林組合連合会
- 五 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
- 六 事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
- 七 協業組合、商工組合及び商工組合連合会
- 八 民法第三十四条の規定により設立された社団法人

（権限の委任）

第七条 次の各号に掲げる農林水産大臣の権限は、当該各号に定める地方農政局長に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

- 一 法第十条第一項、第二項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。第三項第一号において同じ。）、第五項（法第十一条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。）及び第六項（法第十一条第二

- 項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。同号において同じ。)、
第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する地方農政局長
- 二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方農政局長
- 2 法第二十三条第一項の規定による財務大臣の権限のうち、国税庁の所掌に係るものについては、食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務局長を含む。）又は税務署長に委任するものとする。ただし、財務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 3 次の各号に掲げる経済産業大臣の権限は、当該各号に定める経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 一 法第十条第一項、第二項、第五項及び第六項、第十四条第一項及び第二項並びに第十六条第一項の規定による権限 再生利用事業を行う事業場の所在地を管轄する経済産業局長
- 二 法第二十三条第一項及び第二項の規定による権限 食品関連事業者、認定事業者又は登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する経済産業局長
- 4 法第二十三条第一項 の規定による国土交通大臣の権限は、食品関連事業者又は認定事業者の事務所、工場、事業場又は倉庫の所在地を管轄する地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第二百二十八号に掲げる事務並びに同条第八十六号 に掲げる事務に係る同条第十九号及び第二十二号 に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、法の施行の日（平成十三年五月一日）から施行する。

附則（平成一四年六月七日政令第二〇〇号）抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成十四年七月一日から施行する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条第六項の方法を定める
省令

(平成十三年五月一日、農林水産省、環境省令第二号)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条第六項の主務省令で
定める方法は、脱水、乾燥、発酵及び炭化とする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する食品関連事業者の判断の基準となるべき事項を定める省令

(平成十三年五月三十日、

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第四号)

(食品循環資源の再生利用等の実施の原則)

第一条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第三条第一項の基本方針に定められた食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標を達成するため、食品循環資源の再生利用等に関する技術水準及び経済的な状況を踏まえつつ、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等について、その事業の特性に応じて、食品循環資源の再生利用等を計画的かつ効率的に実施するものとする。

2 食品関連事業者は、循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第百十号)第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則を踏まえつつ、その事業の特性に応じて、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量の方法を適切に選択し、又は組み合わせることにより、食品循環資源の再生利用等を実施するものとする。

(食品廃棄物等の発生の抑制)

第二条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生の抑制を実施するに当たっては、主として次に掲げる措置を講ずるものとする。

一 食品の製造又は加工の過程における原材料の使用の合理化を行うこと。

二 食品の流通の過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善を行うこと。

三 食品の販売の過程における食品の売れ残りを減少させるための仕入れ及び販売の方法の工夫を行うこと。

四 食品の調理及び食事の提供の過程における調理残さを減少させるための調理方法の改善及び食べ残しを減少させるためのメニューの工夫を行うこと。

(再生利用に係る特定肥飼料等の製造の基準)

第三条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として自ら特定肥飼料等の製造を行うに当たっては、次に掲げる基準に従うものとする。

- 一 食品循環資源の再生利用により得ようとする特定肥飼料等の種類及びその製造の方法を勘案し、食品循環資源と容器包装、食器、楊枝その他の異物及び特定肥飼料等の原材料の用途に適さない食品廃棄物等とを適切に分別すること。
 - 二 食品循環資源の品質を保持するため必要がある場合には、腐敗防止のための温度管理、腐敗した部分の速やかな除去その他の品質管理を適切に行うこと。
 - 三 食品循環資源の組成に応じた適切な用途、手法及び技術の選択により、食品循環資源を特定肥飼料等の原材料として最大限に利用すること。
 - 四 特定肥飼料等の安全性を確保し、及びその品質を向上させるため、次に掲げる措置を講ずること。
 - イ 異物の混入の防止、機械装置の保守点検その他の工程管理を適切に行うこと。
 - ロ 食品循環資源及び特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適正に行い、特定肥飼料等の含有成分の安定化を図ること。
 - 五 特定肥飼料等を他人に譲渡する場合には、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう、農林漁業者等との安定的な取引関係の確立その他の方法により特定肥飼料等の利用を確保すること。
- 2 食品関連事業者は、前項の場合において肥料の製造を行うときは、その製造する肥料について、肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）及びこれに基づく命令により定められた規格に適合させるものとする。
 - 3 食品関連事業者は、第一項の場合において飼料の製造を行うときは、その製造する飼料について、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）及びこれに基づく命令により定められた基準及び規格に適合させるものとする。
 - 4 食品関連事業者は、第一項の場合において配合飼料の製造を行うときは、

粉末乾燥処理を行うものとする。

（再生利用に係る特定肥飼料等の製造の委託及び食品循環資源の譲渡の基準）

第四条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用として他人に特定肥飼料等の製造を委託し、又は食品循環資源を譲渡するに当たっては、委託先又は譲渡先として、前条の基準に従って特定肥飼料等の製造を行う者を選定するものとする。

2 食品関連事業者は、前項の委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造の実施状況を定期的に把握するとともに、当該委託先又は譲渡先における特定肥飼料等の製造が前条の基準に従って行われていないと認められるときは、委託先又は譲渡先の変更その他必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第五条 食品関連事業者は、特定肥飼料等を利用する者（前条第一項に規定する場合にあっては、委託先又は譲渡先）に対し、特定肥飼料等の原材料として利用する食品循環資源について、その発生状況、含有成分その他の必要な情報を提供するものとする。

（食品廃棄物等の減量）

第六条 食品関連事業者は、食品廃棄物等の減量を実施するに当たっては、その実施後に残存する食品廃棄物等について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十五号）に従って適正な処理を行うものとする。

（生活環境の保全の確保）

第七条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施及び食品廃棄物等の廃棄物としての処分に当たっては、生活環境の保全上の支障が生じないよう適切な措置を講ずるものとする。

(技術の向上)

第八条 食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の促進に係る技術の向上を図ることにより、食品循環資源の再生利用等に要する費用を低減させるよう努めるものとする。

(再生利用等の実施状況の把握及び管理体制の整備)

第九条 食品関連事業者は、その事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の発生量及び食品循環資源の再生利用等の実施量を適切に把握し、その記録を行うものとする。

2 食品関連事業者は、前項の規定による記録の作成その他食品循環資源の再生利用等に関する事務を適切に行うため、事業場ごとの責任者の選任その他管理体制の整備を行うものとする。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業を行う者の登録に関する省令

(平成十三年五月一日、農林水産省、経済産業省、環境省令第一号)

(申請書に添付すべき書類及び図面)

第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「法」という。)第十条第一項の登録の申請をしようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- 一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款、登記簿の抄本並びに直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 二 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)、資産に関する調書並びに直前三年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- 三 特定肥飼料等の製造の用に供する施設(以下「特定肥飼料等製造施設」という。)への食品循環資源の搬入に関する計画書
- 四 特定肥飼料等の利用方法並びに価格及び需要の見込みを記載した書類
- 五 特定肥飼料等製造施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書
- 六 特定肥飼料等製造施設の付近の見取図
- 七 特定肥飼料等製造施設を設置しようとする場合には、工事の着工から当該施設の使用開始に至る具体的な計画書
- 八 特定肥飼料等製造施設の維持管理に関する計画書
- 九 特定肥飼料等製造施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第九条第一項の許可を受けなければならない場合にあっては、同項の許可)を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第十五条の二の四第一項の許可を受けなければなら

- ない場合にあつては、同項の許可)を受けていることを証する書類
- 十 肥料を製造する場合にあつては、栽培試験の成績を記載した書類
 - 十一 飼料を製造する場合にあつては、動物試験の成績を記載した書類
 - 十二 特定肥飼料等の含有分量に関する分析試験の結果を記載した書類

(申請書の記載事項)

第二条 法第十条第二項第六号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定肥飼料等の種類及び名称
- 二 特定肥飼料等の製造及び販売の開始年月日
- 三 特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源及びそれ以外の原材料の種類

(登録の基準)

第三条 法第十条第三項第一号の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 受け入れる食品循環資源の大部分を特定肥飼料等製造施設に投入すること。
 - 二 再生利用事業により得られる特定肥飼料等の品質、需要の見込み等に照らして、当該特定肥飼料等が利用されずに廃棄されるおそれが少ないと認められること。
 - 三 受け入れる食品循環資源及び再生利用事業により得られる特定肥飼料等の性状の分析及び管理を適切に行うこと。
 - 四 特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第九条第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可)を、特定肥飼料等製造施設が廃棄物処理法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る廃棄物処理法第十五条の二の四第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可)を受けていること。
- 2 法第十条第三項第二号の主務省令で定める基準は、特定肥飼料等製造施設の一当たりの食品循環資源の処理能力が五トン以上であることとする。

(登録証明書の交付)

第四条 主務大臣は、法第十条第一項の登録をしたとき、又は法第十一条第一項の登録

の更新をしたときは、登録再生利用事業者に対し、次に掲げる事項を記載した登録証明書を交付するものとする。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 登録の有効期限
- 三 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 四 再生利用事業の内容
- 五 再生利用事業を行う事業場の名称及び所在地

（変更に係る届出）

第五条 法第十条第五項の変更に係る届出をしようとする登録再生利用事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第一条各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 変更の内容
- 四 変更の年月日
- 五 変更の理由

2 前項の場合において、当該変更の内容が前条第三号から第五号までのいずれかに該当するときは、当該登録再生利用事業者は、その所持する登録証明書を返納しなければならない。この場合において、主務大臣は、新たな登録証明書を作成し、当該登録再生利用事業者に対し、交付するものとする。

（廃止に係る届出）

第六条 法第十条第五項の廃止に係る届出をしようとする登録再生利用事業者は、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出するとともに、その所持する登録証明書を返納しなければならない。

- 一 登録番号及び登録年月日
- 二 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 三 廃止の年月日

四 廃止の理由

(標識の様式)

第七条 法第十三条の主務省令で定める様式は、別記様式のとおりとする。

(料金の公示方法)

第八条 法第十四条第三項の規定による再生利用事業に係る料金の公示は、法第十条第一項の登録に係る再生利用事業を行う事業場ごとに、公衆の見やすい場所に掲示することにより行わなければならない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

別記様式

40センチメートル以上	
<p>登録再生利用事業者証</p> <p>この標識は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく登録再生利用事業者としての登録の主要な内容を表示しています。</p>	
登 録 番 号	
登録年月日（登録有効期限）	年 月 日（ 年 月 日まで有効）
氏 名 又 は 名 称	
代 表 者 の 氏 名	
再 生 利 用 事 業 の 内 容	
事 業 場 の 名 称 及 び 所 在 地	

（備考）登録番号の欄には、番号の前に登録行政庁名を記載すること。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく再生利用事業計画の認定に関する省令

(平成十三年五月一日、

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号)

(申請書に添付すべき書類及び図面)

第一条 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(以下「法」という。)

第十八条第一項の規定により再生利用事業計画の認定を受けようとする者は、申請書に次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一 当該申請をしようとする者が法人である場合には、その定款及び登記簿の抄本

二 当該申請をしようとする者が個人である場合には、その住民票の写し(外国人にあっては、外国人登録証明書の写し)

三 特定肥飼料等の製造の用に供する施設(以下「特定肥飼料等製造施設」という。)への食品循環資源の搬入に関する計画書

四 特定肥飼料等製造施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図、処理工程図及び設計計算書

五 特定肥飼料等製造施設の付近の見取図

六 特定肥飼料等製造施設を設置しようとする場合には、工事の着工から当該施設の使用開始に至る具体的な計画書

七 特定肥飼料等製造施設の維持管理に関する計画書

八 特定肥飼料等製造施設が廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る同法第九条第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可)を、特定肥飼料等製造施設が同法第十五条第一項に規定する産業廃棄物処理施設である場合には当該特定肥飼料等製造施設について同項の許可(当該許可に係る同法第十五条の二の四第一項の許可を受けなければならない場合にあつては、同項の許可)を受けていることを証する書類

- 九 当該再生利用事業により肥料を製造する場合にあっては、栽培試験の成績を記載した書類
- 十 当該再生利用事業により飼料を製造する場合にあっては、動物試験の成績を記載した書類
- 十一 特定肥飼料等の含有成分量に関する分析試験の結果を記載した書類

(申請書の記載事項)

第二条 法第十八条第二項第七号の主務省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 特定肥飼料等の種類及び名称
- 二 特定肥飼料等の製造及び販売の開始年月日
- 三 特定肥飼料等の製造に使用される食品循環資源及びそれ以外の原料の種類

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十三条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令
(平成十三年五月一日、
財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十三条第一項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

別記様式

表 面

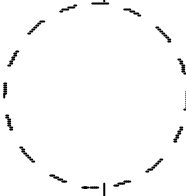
第 号

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 2 3 条第 1 項の規定
による立入検査をする職員の身分証明書

← 3 センチメートル →

4
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル

写



真

職名及び氏名

押
出
ス
タ
ン
プ

年 月 日生

年 月 日交付

発 行 者 名

印

裏 面

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抄）

第二十三条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、食品関連事業者又は認定事業者に対し、食品循環資源の再生利用等の状況に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 （略）

二 第七条第一項の規定による判断の基準となるべき事項の策定、同条第二項の規定による当該事項の改定、第八条に規定する指導及び助言、第九条第一項に規定する勧告、同条第二項の規定による公表、同条第三項の規定による命令、第十八条第一項に規定する認定、同条第四項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十九条第一項に規定する変更の認定、同条第二項の規定による認定の取消し並びに前条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該食品関連事業者の事業を所管する大臣

三 （略）

2 （略）

3 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第二十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 （略）

二 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とする。
- 2 発行者は、財務大臣、国税局長若しくは税務署長、厚生労働大臣、農林水産大臣若しくは地方農政局長、経済産業大臣若しくは経済産業局長、国土交通大臣、地方運輸局長若しくは運輸監理部長又は環境大臣とする。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十三条第二項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令
(平成十三年五月一日
農林水産省、経済産業省、環境省令第二号)

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二十三条第二項の規定により立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

別記様式

表 面

<p>食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第 2 3 条第 2 項の規定 による立入検査をする職員の身分証明書</p>		<p>第 号</p>
<p>4 セ ン チ メ ー ト ル</p>	<p>← 3 センチメートル →</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; position: relative;"> <div style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px;"></div> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>職名及び氏名</p> <p>押 出 ス タ ンプ</p> </div> </div>	<p>年 月 日生</p> <p>年 月 日交付</p>
		<p>発 行 者 名</p> <p>印</p>

裏 面

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（抄）

第二十三条（略）

2 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、登録再生利用事業者に対し、再生利用事業の実施状況に関し報告をさせ、又はその職員に、登録再生利用事業者の事務所、工場、事業場若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第一項又は第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 第十条第一項に規定する登録、同条第二項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請書の受理、第十条第五項（第十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出の受理、第十条第六項（第十一条第二項及び第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知、第十四条第一項の規定による届出の受理、同条第二項の規定による指示、第十六条第一項の規定による登録の取消し並びに前条第二項の規定による報告徴収及び立入検査に関する事項については、農林水産大臣、環境大臣及び当該特定肥飼料等の製造の事業を所管する大臣

2（略）

3 この法律に規定する主務大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長に委任することができる。

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～五（略）

六 第二十三条第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

- （備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 B 8 とする。
- 2 発行者は、農林水産大臣若しくは地方農政局長、経済産業大臣若しくは経済産業局長又は環境大臣とする。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針

平成13年5月30日公表

我が国においては、食生活の多様化・高度化に伴い、生産・流通段階においては消費者の過度の鮮度志向等の要因により大量に食品が廃棄されるとともに、消費段階においては大量の食べ残しが発生し、多くの食品が浪費されている。他方、このようにして生じた食品廃棄物等は、肥料、飼料等に再生利用することが可能であるにもかかわらず、利用されずに大量に廃棄されているのが現状である。

一方で、土地利用の高度化、住民の環境への意識への高まり等を背景として廃棄物の処理施設の確保はこれまでも増して困難なものとなっており、最終処分場の残余容量のひっ迫等廃棄物処理をめぐる問題が深刻化している。

また、我が国は食料の多くを輸入農産物に依存しており、世界の総人口の増加に伴い中長期的には世界の食料需給はひっ迫する可能性があるとして指摘されている中で、食品を大量に廃棄することは、それ自体、深刻な問題であるといえる。

このような状況の中で、健全な食料生産及び食料消費並びに食品廃棄物等の減量を実現するためには、関係者の適切な役割分担の下、食品に係る資源の有効な利用と食品に係る廃棄物の排出の抑制を一体的に推進していくことが求められている。特に、食の外部化の進展、加工食品の増大等を背景として、今後、食品関連事業者の事業活動に伴い生ずる食品廃棄物等の増大が見込まれるところであり、食品産業の健全な発展を図るためにも、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の取組を促進していくことが必要となっている。

この基本方針は、このような認識の下に、食品循環資源の再生利用等を総合的かつ計画的に推進するため、必要な事項を定めるものである。

一 食品循環資源の再生利用等の促進の基本的方向

1 基本理念

イ 法の基本的な理念

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るためには、食品の製造、流通、消費、廃棄等の各段階において、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量を推進し、環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会を構築していくことが必要である。

また、食品循環資源を肥料又は飼料として利用することにより、農林漁業の自然循環機能を維持増進していくことが重要である。

このため、個別の食品廃棄物等に着目して、その再生利用等を促進するために、食品産業の特性、特定肥飼料等の利用の実態等を踏まえつつ、必要な措置を一体的に講ずるべきである。

ロ 食品循環資源の再生利用等の手法に関する優先順位

食品廃棄物等に関する循環型社会を形成するに当たっては、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第三条から第七条までに定める循環型社会の形成についての基本原則にのっとりつつ、食品廃棄物等の特性を踏まえた対応が求め

られる。

具体的には、第一に、生産・流通過程の工夫、消費の在り方の見直し等によって食品廃棄物等の発生の抑制を図ることが重要である。これにより、再生利用、減量又は廃棄処分に伴う環境への負荷を低減する必要がある。

第二に、食品廃棄物等のうち有用なものである食品循環資源については、できるだけ再生利用を進めることが重要である。その際、特定肥飼料等の需給の動向、特定肥飼料等の利用に伴う環境への負荷等を踏まえて実施することが必要である。

第三に、水分を多く含み、腐敗しやすいという食品廃棄物等の特性にかんがみて、脱水、乾燥等による食品廃棄物等の減量を行うことにより、廃棄処分される食品廃棄物等の排出量を減少させるとともに、その後の廃棄処分の実施を容易にし、生活環境の保全を図ることが必要である。

ただし、この順位によらないことが環境への負荷の低減を図ることとなる場合には、より適切な方法を選択することが必要である。

なお、発生の抑制、再生利用及び減量を進めた上で、なお発生する廃棄物については、適正に処分が行われなければならない。

2 関係者の役割

食品循環資源の再生利用等の推進に当たっては、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

食品関連事業者は、その事業活動に伴い食品廃棄物等を排出する者として、食品循環資源の再生利用等の推進に当たっての主導的な役割を担う責務があり、食品廃棄物等の分別、適正な管理等を行いつつ、計画的に食品循環資源の再生利用等に取り組むものとする。

食品関連事業者から委託を受け、又は食品循環資源を譲渡され再生利用事業を実施する者（以下「再生利用事業者」という。）は、食品関連事業者と特定肥飼料等の利用者とを結ぶ立場にあり、特定肥飼料等の利用者のニーズを踏まえ、食品循環資源の品質等について必要な情報を食品関連事業者に伝えるよう努めるとともに、再生利用事業の実施に伴い生活環境の保全上支障が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。

農林漁業者等の特定肥飼料等を利用する者は、特定肥飼料等の一層の利用に努めるとともに、特定肥飼料等を利用して生産した農林水産物等を、再度、食品関連事業者に対して供給すること等により、農林水産物等の生産と食料消費との間の資源循環を確保するよう努めるものとする。

消費者及び食品関連事業者以外の事業者は、食品の購入又は調理の方法の改善により自ら食品廃棄物等の発生の抑制に努めるとともに、食品関連事業者が行う食品循環資源の再生利用等に協力し、及び特定肥飼料等を利用して生産された農林水産物等を購入することにより食品循環資源の再生利用を促進するよう努めるものとする。

国は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な情報提供、研究開発、啓発普及及び資金の確保に努めるものとする。

地方公共団体は、食品廃棄物等の適正な処理を図るとともに、その区域の経済的社会的諸条件に応じて、住民の自主的な活動、地域における食品関連事業者、再生利用

事業者及び農林漁業者等の連携の促進を図ること等により食品循環資源の再生利用等を促進するよう努めるものとする。

3 食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の実施に関する基本的方向

食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施に当たっては、1の基本理念を踏まえ、環境への負荷の低減を図ることを旨として、その事業の特性に応じて再生利用、発生の抑制及び減量の各手法を自らの判断に基づき適切に選択する必要がある。また、食品関連事業者は、その実施する食品循環資源の再生利用等による環境への負荷の低減の効果を適切に評価し、食品循環資源の再生利用等の実施方法の改善に努めることが重要である。

発生の抑制、再生利用及び減量の各手法を実施するに当たっての基本的方向は、次のとおりである。

イ 食品廃棄物等の発生の抑制

食品循環資源の再生利用等を行うに当たっては、散在する事業所から少量ずつ排出されることの多い食品廃棄物等について再生利用又は減量を行うことは技術的・エネルギー的・経済的に制約が多いことにかんがみて、環境への負荷の低減が図られるとともに、費用負担の削減が促進されることとなる食品廃棄物等の発生の抑制に第一に取り組む必要がある。

具体的には、食品の製造工程の改善による原材料ロスの削減、食品の流通過程における食品の品質管理の高度化その他配送及び保管の方法の改善による食品廃棄の防止、受発注管理の高度化、価格設定の工夫その他の仕入れ・販売方法の改善による売れ残りの削減、飲食店等におけるメニュー、盛り付け等の工夫による食べ残しの削減、調理方法の改善等による調理くずの削減等食品関連事業者の事業特性に応じた取組が求められる。

また、このような食品廃棄物等の発生の抑制の取組は、これまでも食品関連事業者の利益向上の観点から行われていたところであり、食品に係る資源の有効な利用と廃棄物の排出の抑制を推進する観点からは、従前の取組に加えて、環境保全の観点に立った、より一層の発生の抑制に努めることが求められる。

さらに、食品の小売業、飲食店等にあつては、食品廃棄物等の発生の抑制を効果的に推進するためには、場合によっては消費者の利便性を一定程度減じる必要があることも予想されることから、発生の抑制の実施に当たっては消費者の理解と協力が不可欠である。このため、消費者は、食品小売業者による食品の量り売り、飲食店等における食べ残しの削減のためのメニューの変更、待ち時間の増加等について協力するとともに、発生の抑制に取り組む食品関連事業者が提供する食品及び食事のサービスを積極的に購入するよう努めることが必要である。他方、食品関連事業者は、このような消費者の協力と理解を得るため、消費者に対して、発生の抑制の効果についての的確な情報提供を行うことが必要である。

なお、食品関連事業者は、食品廃棄物等の発生量について、発生の抑制の取組を実施する以前の食品廃棄物等の発生量と比較し、又は同種の事業を行う食品関連事業者の標準的な食品廃棄物等の発生量と比較することにより、食品廃棄物等の発生の抑制の取組の効果を評価するものとする。

ロ 食品循環資源の再生利用

食品循環資源の再生利用を円滑に行うためには、食品関連事業者は、自らが発生させる食品廃棄物等の量、組成等を十分に把握し、これらを踏まえた、適切な再生利用の方法等を選択する必要がある。また、製造された特定肥飼料等の需要の確保を図ることが重要であることから、食品関連事業者又は再生利用事業者は、農林漁業者等特定肥飼料等の利用者と一体となった計画的な再生利用に取り組むこととし、これに当たっては、農林漁業者等特定肥飼料等の利用者と特定肥飼料等の供給量、品質等について十分な調整を行う等により、特定肥飼料等の利用者の求める品質を確保した付加価値の高い特定肥飼料等を製造するよう努めることが重要である。

また、特定肥飼料等の品質を確保するため、食品循環資源の性状及び含有成分を把握し、特定肥飼料等の成分の安定化に努めるとともに、特定肥飼料等に異物が混入することを防ぐため、食品循環資源の発生、収集又は再生利用の各段階において、食品循環資源と容器包装、楊枝その他の異物及び再生利用に適さない食品廃棄物等との分別を徹底することが必要である。さらに、食品の製造、加工又は流通の段階において、再生利用に当たっての分別が円滑に行われるよう食品の容器包装等についての工夫を図ることも重要である。

また、特定肥飼料等の需要を顕在化させるためには特定肥飼料等の価格を抑えることが必要であることから、食品関連事業者は、再生利用を行う費用の低減を図るため、多数の食品関連事業者及び関係事業者と共同して再生利用に取り組み、施設の共用化、再生利用の規模の大型化等に努めることが重要である。

なお、食品循環資源は、腐敗しやすいという特性を有することから、再生利用の実施に当たっては、生活環境の保全上支障が生じないように適切に管理することが求められ、食品関連事業者の事業場においては必要に応じて脱水・乾燥の処理、冷蔵設備を用いた保管等を行うとともに、再生利用を行う事業場に食品循環資源を運搬する場合には、食品循環資源が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬容器等を用いることが必要である。また、再生利用事業を行う者は、特定肥飼料等が利用されずに廃棄されることのないよう特定肥飼料等の品質管理の適正化、販売先の確保等必要な措置を講ずるとともに、再生利用事業を行う事業場の周囲の生活環境の保全上の支障が生じないよう悪臭、水質の汚濁その他の公害の防止に関する関係法令を遵守しなければならない。

ハ 食品廃棄物等の減量

食品廃棄物等を最終的に処分する前に、その減量を行い、廃棄物として処分する際の運搬・処理を容易なものとするとともに、腐敗の進行を緩和することにより、生活環境の保全上の影響を軽減することが重要である。

具体的には、脱水、乾燥、発酵又は炭化により、食品廃棄物等の重量を減少させることが必要である。

また、水分を多く含む食品廃棄物等については、これまでも簡単な水切り等廃棄物の重量を減少させるための取組が、廃棄物処理の費用削減の観点から行われていたところであるが、食品に係る廃棄物の排出の抑制を推進する観点からは、従前の取組に加えて、環境保全の観点に立った、より一層の減量に努めることが求められ

る。

なお、食品廃棄物等の減量を行う場合には、減量装置等の排水の適正処理、臭気の漏れの防止等生活環境の保全上必要な措置を講ずるとともに、減量により生ずる食品廃棄物等については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）に基づく、適正な処理を行う必要がある。

4 一般家庭から排出される食品廃棄物等に係る食品循環資源の再生利用等の実施の基本的方向

消費者は、その家庭生活等に伴い食品廃棄物等を排出しており、その排出量は食品廃棄物等全体の約半分と大きな割合を占めており、食品循環資源の再生利用等を推進していく上で、消費者による取組は不可欠なものである。このため、消費者は、自らの食生活に起因する環境への負荷に対する理解を深め、大量消費、大量廃棄の生活様式を見直すことが求められる。具体的には、食品の買い過ぎや作り過ぎに注意した食べ残しのない適量な食品消費、賞味期限や消費期限を考えた無駄な食品の廃棄の削減、献立の工夫などによる食品廃棄物等の発生の抑制に努める必要がある。また、食品を廃棄する際には、生ごみの水切り等により食品廃棄物等の減量にも努める必要がある。

国は、一般家庭から排出される食品廃棄物等に係る食品循環資源の再生利用等を促進するため、教育活動、広報活動等による普及啓発を行うとともに、必要な調査研究を行うものとする。

地方公共団体は、その区域の実状に応じ、消費者が自主的に取り組む食品循環資源の再生利用等を促進することが重要である。

二 食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標

食品関連事業者は、特定肥飼料等の需要の動向に対応しつつ、技術的かつ経済的な状況を踏まえて、食品循環資源の再生利用等の実施率を向上させるよう努めなければならない。

具体的には、食品関連事業者は、食品循環資源の再生利用等の実施率を平成18年度までに20パーセントに向上させることを目標とする。ただし、平成13年度の時点において既にこの目標を上回る食品循環資源の再生利用等の実施率を達成している食品関連事業者にあっては、現在の実施率を維持向上させることを目標とする。

なお、この目標については、目標の達成状況、社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うものとする。

三 食品循環資源の再生利用等の促進のための措置に関する事項

食品循環資源の再生利用等を実施すべき量に関する目標の達成に向け、食品循環資源の再生利用等を促進していくためには、次のような対応が求められる。

1 研究開発の推進

食品廃棄物等の発生の抑制及び減量を推進するため、食品廃棄物等の発生を抑制するための食品の製造方法や、食品廃棄物等を効率的に減量するための技術を開発する必要がある。

また、食品循環資源の再生利用については、その大部分が肥料又は飼料の原材料として再生利用されているが、今後、法の施行による再生利用量の増加、家畜排せつ物の農業利用の増加等を踏まえた場合、これら用途のみの利用では一定の限界がある。

さらに、農業地域等と遠隔な都市部等においては、これらの地域特性を踏まえた再生利用を実施していく必要があり、メタン、乳酸その他の新素材への再生利用の開発及び普及が必要である。あわせて、食品関連事業者の再生利用等への取組を円滑化するため、食品の容器包装及び食品を廃棄するごみ袋への生分解性プラスチックの応用等新規技術の開発及び普及が必要である。

2 施設整備の促進

食品循環資源の再生利用等を促進するためには、再生利用施設の整備を推進し、我が国における再生利用可能量を向上させていくことが重要である。

再生利用施設の整備の推進に当たっては、肥料や飼料のような従来型の再生利用のほか、メタンのような新たな用途への再生利用の促進の観点に留意するとともに、大口トによる効率的な再生利用が図られるよう、食品関連事業者が共同で利用することが可能な再生利用施設の整備を促進していく必要がある。

3 共同処理の促進等

食品循環資源は、散在する食品関連事業者の事業場で少量ずつ排出されるという特性があることから、食品関連事業者が個別に食品循環資源の再生利用等に取り組むことは必ずしも効率的ではない。

このため、実効性のある形で食品循環資源の再生利用等を促進していくためには、再生利用等を効率的に行い得るに足る規模の施設を有し、低コストで食品循環資源の再生利用等を業として行う者を育成していくことが重要である。したがって、国は、登録再生利用事業者制度の適正な運用を通じ、再生利用事業者の育成を図っていく必要がある。

また、一定の地域内、同一の建築物内、同一業種内又は一連の流通過程において多数の食品関連事業者及び関係事業者が共同することにより、食品循環資源の再生利用等の効率化を図ることが重要である。したがって、食品関連事業者は、再生利用又は減量に係る処理施設の共同設置、食品循環資源の運搬の共同委託、再生利用事業者への共同委託、食品の生産から小売までの一貫した品質管理体制の整備による発生の抑制の工夫等により、食品循環資源の再生利用等の費用の削減に努めることが必要である。この場合において、食品関連事業者にあっては事業協同組合その他の法人を活用して再生利用事業計画の認定を共同して受けることにより、再生利用の共同化を進めることも重要であり、国及び地方公共団体において食品関連事業者が共同で行う食品循環資源の再生利用等に対して必要な措置を講ずるものとする。

さらに、地方公共団体は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の運用に際しては、食品循環資源の再生利用等の円滑な実施が図られるよう努めるものとする。具体的には、市町村による多量排出事業者に係る食品循環資源の運搬方法・再生先の指示及び市町村の委託する事業者の活用、食品関連事業者が運搬又は再生利用等を委託する廃棄物処理業者の育成・確保、特定肥飼料等の製造を行う事業者の設置に係る許可等の円滑な実施に努めるものとする。

4 特定肥飼料等の利用者との連携の確保

食品循環資源の再生利用が継続的かつ安定的に行われるためには、食品関連事業者や再生利用事業者の取組だけでなく、再生利用により得られた製品の安定的な利用

を確保することが極めて重要である。

したがって、国及び地方公共団体は、施設整備と併せ、食品廃棄物等を発生させる食品関連事業者、特定肥飼料等を製造する再生利用事業者及び農林漁業者等の特定肥飼料等の利用者の三者の連携が促進されるよう必要な連絡調整を行うとともに、国にあっては、再生利用事業計画の認定制度の適正な運用を図り、三者の連携を促進する必要がある。

また、特定肥飼料等である肥料の施用に必要な施設機械の整備、営農技術体系の確立・普及等を通じて、農業を営む者による当該肥料の利用の促進を図る必要がある。さらに、特定肥飼料等である肥料及び飼料を利用して生産された農林水産物の消費を促進するため、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）に基づき、有機農産物等の表示の適正化が確保される必要がある。

5 特定肥飼料等の品質の確保等

食品循環資源の再生利用が円滑に行われるためには、特定肥飼料等の品質及び安全性の確保を図ることが必要である。このため、国及び地方公共団体は、肥料取締法（昭和25年法律第127号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）等関係法令の適正な運用を行うものとする。また、国は、特定肥飼料等の品質及び安全性の確保を図るための調査研究及びその成果の普及を行うものとする。

さらに、国は、食品関連事業者の選択に資するため、食品循環資源の再生利用又は食品廃棄物等の減量に使用される機械装置の性能に関する規格・基準について検討を行うものとする。

6 関係事業者の協力の確保

食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進するためには、食品関連事業者と密接な関係のある食品関連事業者以外の事業者の協力の確保が不可欠である。具体的には、食品関連事業者がテナントとして入居する商業施設の設置者、給食の実施を委託する給食施設の設置者、食品関連事業者から食品の輸送を請け負う運送事業者その他の関係事業者は、食品関連事業者が行う再生利用又は減量に係る処理施設の導入、発生の抑制のための給食メニューの変更、輸送方法の改善その他の措置に協力することが望まれる。また、国は、これらの協力を促進するため、食品循環資源の再生利用等の意義について関係事業者の理解を深めるために必要な啓発活動に努めるものとする。

四 環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識の普及に係る事項

食品循環資源の再生利用等の促進は、特定肥飼料等及び特定肥飼料等の利用により得られた農林水産物等の利用の促進とあいまって、食品及び特定肥飼料等の生産等に要する資源の消費の抑制、廃棄物の排出の抑制、廃棄物処理に伴う環境汚染物質の発生の抑制、農業の自然循環機能の維持増進等を通じて、全体として人間の活動に起因する環境への負荷を低減させ、環境への負荷の少ない循環を基調とする循環型社会システムを構築していくという意義を有する。

以上のような食品循環資源の再生利用等の促進のためには、食品廃棄物等の発生の抑

制をはじめとする広範な国民の協力が必要であることにかんがみ、国及び地方公共団体は、環境の保全に資するものとしての食品循環資源の再生利用等の促進の意義に関する知識について、広く国民への普及啓発を図るものとする。具体的には、環境教育・環境学習や広報活動等を通じて、食品循環資源の再生利用等の促進が環境の保全に資することについての国民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつその実施が行われるよう関係者の協力を求めるものとする。

五 その他食品循環資源の再生利用等の促進に関する重要事項

1 食品循環資源の再生利用等に要する費用の商品の価格への反映

国は、食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るためには、食品循環資源の再生利用等に要する費用を商品の価格に適切に反映させることが重要であることにかんがみ、その費用の円滑かつ適正な転嫁に寄与するため、法の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解及び協力を得ること等に努めるものとする。

2 再生利用事業者に関する情報の提供

国は、食品循環資源の再生利用等を促進するため、食品循環資源の再生利用等の実態、優良な再生利用等への取組等食品循環資源の再生利用等に係る情報の把握に努めるとともに、これらの成果を関係者に対して適切に情報開示していくものとする。また、食品関連事業者が再生利用事業者を選択するに当たって必要となる登録再生利用事業者その他の再生利用事業者に関する情報を収集整理し、食品関連事業者等関係者に対して広く当該情報を提供するものとする。

3 食品廃棄物等の発生の抑制の過程における食品衛生の確保

食品廃棄物等の発生の抑制を図るためには、食品工場内において食品製造工程において発生した副産物の食品への有効利用を促進することが有効であるが、このような有効利用を行うに当たっては、食品衛生の確保のため十分な措置が講じられる必要がある。このため、国及び地方公共団体は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、食品関連事業者に対して適切な指導監督を行い、食品廃棄物等の発生の抑制の過程における食品衛生の確保を図るものとする。

4 ライフ・サイクル・アセスメントの研究等

関係者は、農林水産物等の生産、加工及び運搬、食品の製造、流通及び消費、食品循環資源の再生利用等並びに食品廃棄物等の廃棄に至るまでの全段階を総合的にとらえて行う環境への負荷の評価（ライフ・サイクル・アセスメント）の手法について、調査研究を進め、その確立を図るとともに、その手法の活用にも努める必要がある。